

またも勝利命令だ！

掲示物を勝手に剥ぐな！処分を撤回せよ！

大阪第二運輸所分会が2003年4月、掲示物不当撤去とこれを理由とした苦情処理会議の開催拒否、山口分会長（当時）が監視カメラの角度を変えたことを理由とした訓告処分とボーナスカットの撤回、フォロー試験にかかわる組合差別について救済を求めた事件について、大阪府労働委員会に続き、中央労働委員会でも会社の不当労働行為が認定されました。

組合掲示物47件の撤去を不当労働行為と認定したうえで、会社に対し、山口組合員への訓告処分とボーナスカット撤回、そして不当労働行為を繰り返さない旨の誓約文を組合側に手交することが命令されました。会社は中労委の命令を真摯に受け止め、組合掲示物不当撤去をやめ、直ちに誓約文を手交すべきです。

この間の取り組みに関するご支援・ご協力に感謝申し上げます。

会社は直ちに命令を履行せよ！

**中央労働委員会も
不当労働行為と認定**